

令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付が実施されます

支給額

1世帯当たり10万円
子育て世帯は
児童1人当たり一律5万円加算

■支給対象世帯

令和6年6月3日時点の住民票上の世帯が次のア～ウのいずれかに該当する場合支給の対象となります。

- ア 世帯全員の令和6年度の住民税が非課税
- イ 世帯員が令和6年度住民税非課税の方と住民税均等割のみ課税の方のみで構成される
- ウ 世帯員全員が令和6年度住民税均等割のみ課税される

上記のア～ウの世帯で、原則として次の①～③のいずれかに該当する世帯は、児童1人当たり5万円の加算となります。

- ① 上記給付金対象者(世帯主)と住民票上同一世帯の18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)がいる世帯
- ② 令和6年6月4日以降に生まれ、住民票上、同一世帯の新生児がいる世帯
- ③ 住民票上、別世帯にいる18歳以下の児童を扶養している世帯

なお、令和5年度に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯7万円または住民税均等割のみ課税世帯10万円)」の受給対象となった世帯は、対象外です。

■申請方法等

公金口座(マイナンバーとひもづけた口座)等を登録している世帯主がいる世帯に対しては、7月下旬から支給案内通知書を発送し、8月中旬から順次、振り込みを行う予定です。

上記以外の世帯についても、7月下旬から別途、支給要件確認書を発送します。市への申請後、内容確認の上、順次振り込みを行う予定です。

熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター

☎096-355-8866

午前9時～午後5時(土日祝除く)

(健康福祉政策課 ☎096-328-2340)

定額減税に伴う令和6年度調整給付が実施されます

■概要

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。定額減税可能額が、納税義務者の令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税を上回り、定額減税しきれないと見込まれる方については、調整給付額を支給します。

①「所得税分控除不足額」の算出方法

減税額(定額減税可能額)
3万円×(本人+扶養親族数)

定額減税を行う前の
令和6年分推計所得税額[※]

①所得税分控除不足額

①<0の場合は0

②「個人住民税分控除不足額」の算出方法

減税額(定額減税可能額)
1万円×(本人+扶養親族数)

定額減税を行う前の
令和6年度分個人住民税

②個人住民税分控除不足額

②<0の場合は0

①所得税分控除不足額

+

②個人住民税分控除不足額

調整給付額
(1万円単位で切り上げて算出)

(注)令和6年分推計所得税額とは、令和6年1月から12月までに課される令和6年分所得税額を、令和5年の所得や扶養などをもとに国が示す算定ツールを使用して推計する税額です。令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税所得割額が確定した後、給付額に不足があると判明した場合には、令和7年度に追加で当該納税義務者へ支給する予定です。

※国外居住の扶養親族は対象外です。

※個人住民税の定額減税に関する問い合わせは市民税課(☎096-328-2183)へ。

■支給対象者

定額減税可能額が令和6年分推計所得税額[※]または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る(減税しきれない)と見込まれる納税義務者。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ります。

■申請方法等

令和6年度個人住民税所得割が熊本市から課税されており、公金口座(マイナンバーとひもづけた口座)等を登録している方は、7月下旬から支給案内通知書を発送し、8月中旬から順次振り込みを行う予定です。

上記以外の対象者についても、7月下旬から別途、支給要件確認書を発送します。市への申請後、内容確認の上、順次振り込みを行う予定です。

熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター

☎096-355-8866

午前9時～午後5時(土日祝除く)

(健康福祉政策課 ☎096-328-2340)

熱中症は予防が1番！～未然に防ぐ行動があなたと家族を守ります～

熱中症は毎年6月から8月末にかけて多くなりますが、「正しい知識と適切な予防」で未然に防ぐことができます。きちんと対策をしましょう！



■暑さを避けましょう！

- 暑い日は我慢せずにエアコン等の空調設備を利用する
- 適宜、涼しいところで休息をとり無理をしない

■こまめな水分補給を！

- のどが渇く前に時間を決めて、計画的な水分補給をする

■暑いときはクーリングシェルターで涼みましょう！

外出時に暑さをしのぐことができる施設を「クーリングシェルター」に指定しています。近くのクーリングシェルターで涼んで、熱中症にならないように気を付けましょう。



熱中症とクーリングシェルターについて

- クーリングシェルターの一覧は、市ホームページで公開しています。お近くのクーリングシェルターを確認して、外出時は遠慮なく立ち寄ってください。

(健康づくり推進課 ☎096-328-2145)

■高齢者への声掛け・気配りを

- 発症する人の半数以上が65歳以上の高齢者であり、若い人より暑さや喉の渇きを感じにくいいため注意が必要

■熱中症かなと思ったら…

- 涼しい場所へ移動し、服をゆるめ首や脇の下、足の付け根などを水や氷、保冷剤などで冷やす

(消防局救急課 ☎096-363-2360)